南風原―4	字兼城大子原418番2	117,000	244	1：2	住宅　B2	中小規模一般住宅に共同住宅が見られる住宅地域	東4.7m町道、北側道	水道、下水	兼城十字路停 550m	1低専（50、100）
5―1	字宮平久場増原259番外	148,000	1,071	2：1	店舗兼共同住宅　RC4	店舗が多いほか公共施設も見られる路線商業地域	南東18m国道	水道、下水	南部保健所前停近接	準住居（60、200）
5―2	字津嘉山志良堂原1322番外(19街区5画地外)	193,000	1,231	2：1	店舗兼共同住宅　RC4	飲食店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	南 西 30m 国道、南東側道	水道、下水	仲井真停 800m	準住居（60、300）
八重瀬―1	八重瀬町字東風平西徳枡原1404番5	82,300	185	1：2	住宅　RC2	中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	西６m町道	水道	東風平停 450m	1低専（50、100）
2	字東風平東風平原169番7	69,600	162	1：1.2	住宅　RC2	中規模一般住宅に空地等が見られる既成住宅地域	南西5.4m町道	水道	第二東風平停 250m	1低専（50、100）
3	字宜次宜次原37番	55,700	321	1：1.2	住宅　RC2	農家住宅及び一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	東5.7m町道	水道	外間停 630m	調区（60、200）
4	字東風平西原1209番14(51街区3―4)	114,000	200	1：2	住宅　RC2	中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	西６m町道	水道	伊覇公民館前停 500m	1低専（50、150）

備考

⑴　「標準地番号」の欄においては、用途別に数字を付し次のように表示している。

１．２．３．……　住宅地

３－１．３－２．３－３．……　宅地見込地

５－１．５－２．５－３．……　商業地

９－１．９－２．９－３．……　工業地

13―１．13―２．13―３．……　市街化調整区域内の現況林地

なお、地価動向が安定している区域の一部の標準地について隔年で調査を行うこととし、令和７年地価公示において調査を行わなかった標準地の標準地番号は欠番となっている。

⑵　「標準地の所在及び地番並びに住居表示」の欄において、標準地に住居表示がある場合には「　」内に表示した。また、土地区画整理事業による仮換地となっている場合には、原則として、従前の土地の所在及び地番を表示し、(　) 内に現在の土地の当該事業による工区名、街区番号及び符号（仮換地番号）等を表示した。なお、仮換地番号と住居表示の両方がある場合は仮換地番号の表示を省略した。

なお、標準地が数筆にわたる場合は「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示し、また、同一の郡、市、区、町又は村にある標準地については、それぞれ最初の標準地についてのみ当該郡、市、区、町又は村名を表示し、他は省略した。

⑶　「標準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に記載されている地積（土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である標準地については、当該仮換地等の指定地積）を表示し、１平方メートル未満の端数は切り捨ててある。また、標準地の一部が私道となっている場合には、その「地積」欄には私道部分を含めて全筆の地積を表示した。

⑷　「標準地の形状」欄には、現況林地の標準地以外の標準地について標準地の間口と奥行のおおむねの比率（宅地見込地にあっては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺と、この辺から対辺までの長さの比率）を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。なお、形状は、台形、不整形と特に表示しない限り四角形である。

⑸　「標準地の利用の現況」欄には、当該標準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層（地下階層がある場合、地上階層にはＦを、地下階層にはＢを付してある。）を表示している。ただし、価格判定の基準日に新しい建物が建築中の場合は「建築中」、建物が解体中の場合は「取壊中」とし、また、建物が撤去されている場合（仮設建物が存している場合等を含む。）には、「空地」と表示している。

鉄骨鉄筋コンクリート造……　ＳＲＣ

鉄筋コンクリート造……　ＲＣ

鉄骨造……　Ｓ

軽量鉄骨造……　ＬＳ

ブロック造……　Ｂ

木造……　Ｗ

⑹　「標準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の状況を「方位」、「幅員」、「舗装の状況」、「道路の種類」及び「その他の接面道路の状況」の順に表示してある。なお、道路の種類は次の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は、「未舗装」と特に表示しない限り舗装済みである。

①　道路法の道路は「国道」、「都道府県道」、「市町村道」等

②　土地区画整理事業施行地区内の道路（①、③を除く。）　は、「区画街路」

③　私人が管理する道路で、いわゆる私道と称されているものは、「私道」

④　その他の道路は、「道路」

⑺　「標準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。

①　水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合は、「水道」と表示した。

②　ガス事業法によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によって、ガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。

③　標準地が下水道法に基づく処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合は、「下水」と表示した。

⑻　「標準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び標準地から鉄道駅（地下駅の場合には地表への出入口）までの道路距離を表示し、50m未満の場合は、「近接」又は「接面」と表示した。